

# 健康増進法（現行）

## 受動喫煙の防止

- 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 平成15年5月1日施行

罰則規定なし

# 改正健康増進法は2020年4月から施行

まだまだ不完全

## 【法施行後】

学校・病院・  
児童福祉施設等

### ○敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

## 【事務所等】【飲食店のうち新たに開設する又は経営規模の大きい店舗等】

### ○屋内禁煙



or

### ○喫煙専用室設置(※)



掲示義務

室外への煙の流出防止措置

or

### ○加熱式たばこ専用の喫煙室設置(※)



掲示義務

事務所・飲食店等

## 【既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗】



※全ての施設で、喫煙可能部分は客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

### ○喫煙可能(※)



掲示義務

or

### ○屋内禁煙



喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

法施行後、既存の経営規模の小さい飲食店が経営判断に基づいて講じる受動喫煙対策への支援を実施  
また、新たに開設する店舗が段階的に増加

屋外や家庭等

○喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

厚生労働省HP 受動喫煙対策：「受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか」より一部抜粋

拡大画像表示